

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

浜松東警察署長 川合 将仁

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第71201号

(2) 業務名

令和7－8年度浜松東警察署空調設備保守点検業務委託

(3) 業務場所

浜松市中央区相生町14番10号

(4) 業務概要

空調設備保守点検業務

(5) 業務期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の「営業種目番号4（細目番号16、18、19、20）」を有している者であること。
- (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県内に業務を確実に履行できる本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (6) 令和2年度以降に、公共施設の同種業務の委託を元請として履行した実績を有する者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

公告の日から令和7年5月19日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

〒430-0805 浜松市中央区相生町14番10号

浜松東警察署 1階会計課

電話番号 053-460-0110 内線231

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年5月19日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書、競争入札資格審査結果通知書の写し及び3(6)で記した契約書の写し等

(3) 提出場所

4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年5月26日（月）午後1時30分

(2) 入札執行場所

〒430-0805 浜松市中央区相生町14番10号

浜松東警察署 4階講堂

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の入札及び入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) この入札は、長期継続契約である。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、浜松東警察署会計課（電話番号053-460-0110内線231）とする。

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(6) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。